



波紋

2013・2・20

はもん

VOL. 1

障害者権利条約の批准と完全実施を目指す京都実行委員会

あいさつ
ご挨拶

しょうがいしゃけんりじょうやく こくれん ねん がつ にち さいたく ねん けいか
障害者権利条約が国連で2006年12月13日に採択されてから6年が経過しました。
ひやく こく こ くに じょうやく ひじゅん しょうがいしゃさべつきんしほう せかい じょうしき
すでに百か国を超える国が条約を批准し、障害者差別禁止法が世界の常識となろうとして
こんにち くに いま じょうやく ひじゅん しょうがいしゃさべつきんしほうせいいてい め ど
いる今日においても、わが国は未だ条約を批准しておらず、障害者差別禁止法制定の目途も
た
立っていません。

じょうきょう もと きょうとふ しょうがい ひと さべつ きんし
そうした状況の下ではありますが、京都府においては「障害のある人の差別を禁止する
じょうれい かしょう せいいてい む と く ちゃくじつ ぜんしん しょうがいしゃけんりじょうやく
条例（仮称）」の制定に向けた取り組みが着実に前進しています。障害者権利条約は「
わたし わたし ぬ き うった きょうとふ
私たちのことを私たち抜きで決めないでください」と訴えているように、京都府において
しょうがいしゃ こえ じょうれい けつじつ ちかちか じょうれいせいいてい む ちゅうかん
はすべての障害者の声が条例に結実しようとしており、近々には条例制定に向けた中間の
と わたし ひ こんなん し
取りまとめがされようとしています。私たちが日ごろどのようなことで困難を強いられ、ど
おも じゅうぶん ふ うえ ふみんぜんたい しょうがい ひと りかい
のようなつらい思いをしているかを十分に踏まえた上で、府民全体が障害のある人を理解
さべつ にんげん わ あ もくてき いちにち はや じょうれい せいいてい
し、差別が人間をダメにすることを分かり合えることを目的として、一日も早く条例を制定す
ひつよう
ることが必要です。

しょうがい ひと さべつ う にんげん い きょうとふ じつげん
障害のある人が差別を受けることなく人間らしく生きることのできる京都府を実現するた
めには、じょうれい せいいてい
条例の制定はゴールではなくスタートであることを
あらた かくにん あ ひつよう
改めて確認し合うことが必要です。

じょうれい じつげん わたし ゆうき あた わたし ふみん
ともあれ条例の実現は私たちに勇気を与え、私たちが府民
ひとり にんげん しゅじんこう あかし
の一人として、人間として、主人公になれることの証です。
さいご だんけつ かた ゆだん じょうれい せいいてい
最後まで団結を固め、油断することなく条例が制定される
がんば
まで頑張りましょう。

しょうがいしゃけんりじょうやく ひじゅん かんぜんじつし め ざ きょうとじつこういいんかい
障害者権利条約の批准と完全実施を目指す京都実行委員会
じつこういいんちょう たけしたよしき
実行委員長 竹下義樹

2013年2月



障害者権利条約の批准と完全実施を目ざす京都実行委員会

11月からの動き

事務局長：矢吹 文敏

2012年11月14日 ・第23回定例実行委員会（身体障害者壬生福祉会館）

議題としては、加盟団体の近況報告、また、しばらく休んでいた加盟団体の詳しい紹介のお話を新加入の団体「自立生活センタースリーピース」から行われた。京都府条例づくりに関する動き、検討部会の議論の内容などを報告し、今後のことなども含めて議論された。

2012年11月20日 ・第5回京都府条例づくり検討会議（平安会館）

2012年12月4日 ・役員会

2012年12月13日 ・全関西集会実行委員会（大阪、障大連事務所にて）

2012年12月13日 午後6時半～

・京都府条例づくり検討部会会議（京都府職員福利厚生センター3階にて）

2012年12月14日 ・機関紙創刊号準備編集会議（事務局）。機関紙の名称について1月に開催する実行委員会で皆の意見を聞くなど名称募集を行う事に決めていくことを確認した。

2012年12月20日 ・京都府全関西集会事務局会議（JCIL事務所にて）

2012年12月20日 ・京都府条例づくり検討部会会議

2012年12月26日 ・条例づくり検討会議委員と検討部会参加者合同会議

2012年12月26日 ・第6回京都府条例づくり検討会議

2013年1月10日 ・全関西集会（京都テルサにて）

この日は心配されていた雨は降らなかったものの、さすがに真冬だけあって寒い。

実行委員会の準備スタッフは、10時半から続々と集合。受付、会場整理、マイクスタッフ、司会者、講師送迎などの確認作業を行い、開会を待った。昨年よりも30分開会を早めたにもかかわらず、参加者の出足は好調。700部用意した資料は瞬く間に無くなり、総勢1200名の方々が関西一円から集結した。嵐谷実行委員長の開会あいさつに始まり、内閣府障害者制度改革推進会議東室長の講演。差別禁止法の議論が終わり、国会に上程される予定の法律案が、再び政権交代が行われてからの見通しがつかず、かなり厳しい状況にあり、全国の運動としてその行方をしっかりと見据えていくことが重要とのお話があった。（詳しくは6ページ参照）

講演終了後には、4班に分かれたデモ隊がテルサを出発し、西の洞院、九条通り、烏丸通り、八条通りと京都駅南側の通りがシュプレヒコールの音が響き、警察官の誘導で整然と行進した。「終わりの時間が遅くせつかくの京都を楽しめなかった」という昨年参加者からの反省をもとに、コースを短くするなどの改善を行った結果、八条通りで流れ解散した参加者からは「これから食事をして帰ります」と明るい表情で別れるなど好評を得た。ただ、京都駅のエレベータの使用が同じ場所に集中してしまった

ことや電車の利用が同じ時間に集中してしまったために長い行列が出来てしまい、ご迷惑と混乱を招いたようだ。

2013年1月17日 ・この日の朝、竹下実行委員長が京都府の障害者支援課の高宮課長を訪問し、京都府において現在検討中の『障害者の差別を無くしていこう』という条例について、「他府県において、これまでにいくつかの条例が制定されているが、京都府らしい先駆的なものにしてほしい」との要望を行った。

2013年1月17日 ・第24回定例実行委員会（京都市聴覚言語障害者センター）

2ヶ月に1回の割合で定期的で開催してきた「障害者権利条約の批准と完全実施を目ざす京都実行委員会」も、この回で24回目を迎えた。野地副実行委員長からは、政権交代以後の福祉施策が一段と厳しい状況になり、生活保護の切り下げが具体的に議論されていることなどへの危機感について報告された。また、1月10日に開催された全関西集会について、団体各位の協力と関西一円の方々の関心の高さで、1200名もの参加者を得て成功裏に開催されたことが報告された。

次に、団体紹介は《京都府聴覚障害者協会》の方にしていただき、情報コミュニケーションの今日的課題や手話通訳者の数が不足していることなども報告された。実行委員会主催で行われている検討部会の方からも、現在までの議論の概要が資料の提出と併せて報告された。京都府からも今月末から来月にかけて「中間まとめ」が出される予定であり、それが出された時点での実行委員会としてどのような対応をするかなどが話し合われた。

また、実行委員会としての機関紙がこれまでに無かった事から、新たに機関紙を発行していきたいという事務局からの報告があり、すでに準備号は発送済みであるが機関紙の題名を募集していることも報告された。

2013年1月29日 ・第7回京都府条例づくり検討会議（延期）

2013年2月6日 ・京都府条例づくり検討部会会議（京都府職員福利厚生センター3階）
条例に示される予定の分野別、テーマ別で議論されてきた内容に含まれていない課題を中心に話し合われた。複合差別（女性であり、障害者であることなど）、罰則規定の是非、情報コミュニケーションの議論においてもまだまだ不十分な盲・ろう者のこと、さまざまな場面におけるハラスメントの問題など、会場の門限ギリギリまで熱心に議論された。

2013年2月8日昼 ・機関紙編集会議（事務局＝日本自立生活センター）

2013年2月8日夜 ・役員会（中間まとめについての対応、京都府府議会各派に対する働きかけ、次回実行委員会の日程変更などについて話し合われた）

2013年2月12日 ・第7回京都府条例づくり検討会議（延期）

今後の予定

2013年2月27日（午前） ・検討会議委員と検討部会による合同会議（ルビノ堀川）

2013年2月27日（午後） ・第7回京都府条例づくり検討会議（ルビノ堀川）

2013年2月27日 ・機関紙「はもん（波紋）」創刊号発行予定

2013年3月4日（午前） ・第8回京都府条例づくり検討会議（ルビノ堀川）

2013年3月4日 ・第25回定例実行委員会開催予定（京都アスニー）

各地の条例を見る

じむきょく
事務局・S

2006年に国連の障害者の権利条約が制定されました。これは各国が、地域社会のなかで平等に暮らす権利を侵害する障害者差別を、なくしていかなければならないことを述べています。2012年12月の時点で126カ国が批准しています。が、日本はまだ批准していません。日本が批准するためには、まず日本国内で障害者差別を禁止する法律をきちんと作らねばなりません。

日本では障害者基本法（1993年）の第4条で、『何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。』と、差別を禁止しています。が、『障害を理由とする差別』とは何か？どんな行為が禁止されるのか？については何も書いていません。

こうした内容をきちんと定めた障害者差別禁止法を作らねばならないという強い要望が、国連の権利条約よりもずっと前から、当事者団体はもちろん、日弁連などからも出されています。2001年には国連人権規約委員会から日本に対して障害者差別禁止法を作るよう勧告が出ています。が、2013年現在まだ制定されていません。

こうした国に先行して各地で障害者差別禁止条例が作られるようになりました。これらについて、以下にざっと見てみたいと思います。

第一が、2006年に可決された千葉県の「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」。ここでは、障害者差別として①障害があることを理由とした不利益な取り扱い②日常生活・社会生活を営むために必要な合理的配慮を行なわないこと…の二つの類型を定めている。今の時点から見ると、不十分に思える点もいろいろとあるが、全国に先駆けての制定であること、県民から集まった差別の事例などをホームページ上で公開し、他地区の参考になるように努めていることなど、いろいろと学ぶ点はあると思う。

二番目が、2009年制定の「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」。この条例は、まず千葉県条例で県の責務について『県は、～実施するものとする』という言い方だったのに対し、『道は、～実施しなければならない』と、更に強い言い方になっている。また、「就労」について2章にわたって述べている点に特徴がある。が、その内容は雇用促進法の域を出ていないし、事業者側の「合理的配慮」についても何も触れていない。

2010年 岩手県「障がいのない人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」この岩手の条例では、「不利益な取り扱い」として、『障がいのない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするための必要かつ合理的な配慮をしないこ

と』をあげている。

2011年には、さいたま市「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利等に関する条例」、熊本県「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」、八王子市「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」（施行は14年）

さいたま市の条例は、市町村レベルでは初めてのもの。また、その内容においては、差別を受けた障害者が申し立てを行い、障害者を含む委員会と市が調査を行い、あっせんなどを行うことができる。

熊本づくり条例は、「差別」という言葉に代わるものとして「不利益 取扱 の禁止」と「社会的障壁の除去のための合理的な配慮」の2点が書かれている。が、例えば「不利益 取扱 の禁止」の中の雇用を見ると、『障害者に対して、業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き』、賃金などで不利益な扱いをするとか、解雇してはならない…とある。が、労働の場における「合理的配慮」の義務には触れていない。「合理的配慮」がないために「業務を適切に遂行することができない」場合でも解雇はできることになりかねない。

八王子市の条例は、さいたま市と同様、差別を受けた障害者が申し立てを行うことができる。が、調査等については「相談支援事業者」であるし、あっせんが必要であるかどうかの判断については「調整委員会」が行う。この調整委員会に障害者が含まれねばならないとは書かれていない。

以上6箇所の条例を見ると、「差別」についての定義は、千葉県とさいたま市が詳しい。

「障害者」の定義については、千葉県の条例が、障害とは「障害者基本法第二条第二号に規定する社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう」と規定されており、「障害のある人」というのは、そうした社会的障壁により日常生活・社会生活に制限を受ける人ということになる。この点では、さいたま市条例が、心身の機能、身体の器官に「欠損、喪失等がある」という表現を使っている、ちょっと驚く。

差別に対して、障害者自身があっせん等を申し立てるという内容が、北海道条例、岩手県条例には明記されていない。その他の条例には明記されている。その中では、さいたま市条例が、これを受ける委員会に障害者が含まれるべきであることを明記している。この点はおお大きい。

なお、条例制定後も引き続き「推進会議」及び「分野別会議」を設定し、『差別の事例及び差別の解消のための仕組みの分析及び検証』等を進めていくことが明記されているのは千葉県条例だけである。これも大切なことではないかと思う。

さて、我が京都府ではこれらに劣らない条例を作っていけるだろうか？

にん あつ
1200人が集まった！

全関西集会

事務局：松波 めぐみ

世間ではまだお正月気分が残る1月10日（木）、京都テルサは、京都はもちろん大阪、兵庫、滋賀など関西各地からやって来た障害者・関係者の熱気に包まれました。

集会の目的はおもに2つ。まず、昨年制定された「障害者総合支援法」が、当事者の意見が入った「骨格提言」を一部しか反映していないものだったため、これからは骨格提言の完全実現を求めていこう！ということです。

2つめは「差別禁止法の制定」に関わって。差別禁止法は障害者が地域生活を送る上で、当たり前の権利を保障する大切な法律ですが、昨年末の衆院選で政権が変わり、「本当にこの法律ができる（国会に上程されて可決される）のか？」と危惧されています。

集会ではまず、内閣府障害者制度改革担当室室長の東俊裕さんから、制度改革の動きや今後の課題について講演がありました。東さんの話のなかで、「国会議員で障害者問題を知っている人はごく一部。障害の種別を乗り越えて、また政党も関係なく、議員や社会に訴えていくことが必要。」と語られていたのが印象的でした。

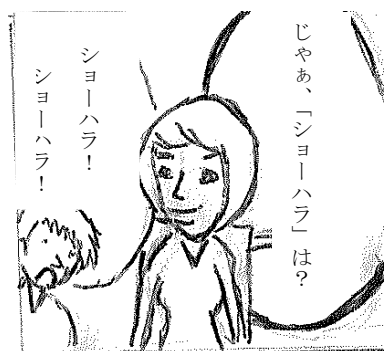
次に当事者、家族からの指定発言がありました。難病をもつ人が直面する制度の壁、「成年後見制度の被後見人になると、選挙権を奪われてしまう」問題、格安航空会社を障害者が利用する際の問題点など、厳しい現実を聞くなかで、差別禁止法の必要性をひしひしと感じました。



ホールは満杯！ 第二会場で中継が行われました。

集会終了後は、京都駅八条口へのデモ行進に出発！！「地域で暮らし続けるぞ！」「差別を許さないぞ！」とシュプレヒコールをあげるうちに体は温まっていきました。

「ミンナデオボエマSHOW」



※「ハラショー」はロシア語で「よい」や「素晴らしい」という意味です。

下林 慶史

【団体紹介】 スリーピース紹介文

自立生活センタースリーピース

センター長 白杉 眞

〒606-8365

京都市左京区新富小路通仁王門下る讃州寺町 223

ルシエル三条大橋 106

TEL&FAX : 075-751-2711

E-mail : threepeace_kyoto@yahoo.co.jp

スリーピースは、少しずつでもいいから一人でも多くの自立生活者を生み出そう、京都の自立生活運動を盛り上げていこうとの思いから始まり、そんな思いに賛同・協力してくれる仲間たちと共に 2010 年 7 月、およそ 1 年間の準備期間を経て設立しました。

現在は、相談支援事業所と訪問介護事業所として自立にむけて継続した関わりや障害者同士で横の繋がりをつくれる機会づくり、京都府での障害者差別禁止条例制定にむけた取組み、関西地区のバリアフリー化を目指し、アクセス関西ネットワークの一員となって活動をしています。

今後、いま関わっている方の自立の実現を目指していきます。また、京都府における障害者差別禁止条例の制定にむけ、啓発活動やロビー活動など提案し、率先してやることで、自立生活運動を盛り上げていきたいと思えます。

団体規模としてはまだまだ小さく、荒削りではありますが、怖いもの知らずでぶつかっていききたいと思います。今後ともよろしくお願いします。

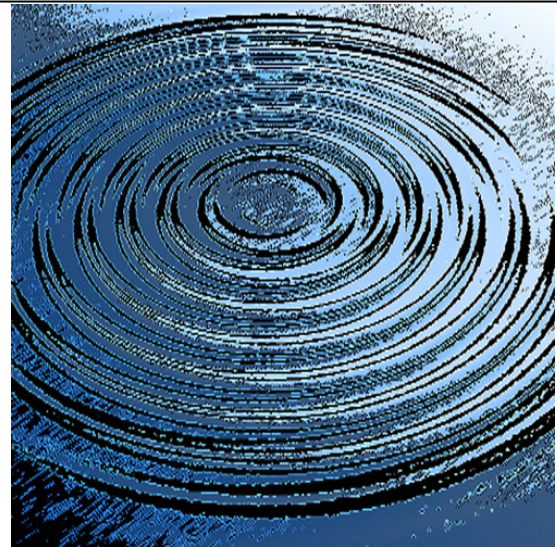


障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都実行委員会

参 加 団 体 名 簿

■いりろい舎■(財)関西盲導犬協会■きょうされん京都支部■京都喉友会■京都社会就労センター協議会■京都市中途失聴・難聴者連絡会■京都手話通訳問題研究会■京都市生活介護等事業(障害者ディサービス)連絡協議会■京都重症心身障害児(者)を守る会■京都障害児者親の会協議会■京都障害児者の生活と権利を守る連絡会■京都精神保健福祉士協会■京都精神保健福祉推進家族会連合会■京都ダウン症児を育てる親の会トライアングル■京都知的障害者福祉施設協議会■京都聴覚言語障害者の豊かな暮らしを築くネットワーク■京都難病団体連絡協議会■京都府自閉症協会■(社)京都府視覚障害者協会■京都府聴覚障害者協会■京都府身体障害者団体連合会■京都府障害厚生施設協議会■京都ユーザーネットワーク■高次脳機能障害者の会「つくしの会」■作業所・憩いの場つぶすな全国連絡会■中途障害者の会■日本自立生活センター■ピープルファースト京都■(社)日本オストミー協会京都府支部■(社)京都社会福祉士会■(社福)京都府社会福祉協議会■(社福)京都市社会福祉協議会■(社)京都市身体障害者団体連合会■(社)京都手をつなぐ育成会■(社)京都ボランティア協会■(社)日本てんかん協会京都府支部■就労移行施設協議会■NPO 法人 I&I■NPO法人京都頸髄損傷者連絡会■NPO法人京都市肢体障害者協会■NPO 法人 スリーピース■NPO法人第二福祉事業所京都ケアドッグステーション■NPO 法人なごみ■NPO法人ノラベル

(2013 年 1 月現在 44 団体)



機関紙の題名 『はもん〜波紋〜』のこと

静かな水面に一滴のしずくが落ちます。樹々の葉っぱから滴り落ちた朝露でしょうか。落ちたしずくの周りにできた輪〜波紋は、どこまでもどこまでも広がっていきます。

今、私たちは、この京都の中のさまざまな障害者団体が、立場の違い、考え方の違いを超え、44団体(13年1月現在)が集まっています。京都条例の制定、権利条約の批准、それがゴールでしょうか? いえ、条例や条約を完全実施させていくこと、また、その内容を更により良いものにしていくこと、取り組みはまだ続きます。

願わくば、現在の私たちの輪が、更に更に広がって、どこまでも続いていくこと…その想いをこの題名に込めました。

■原稿募集■

・条例や条約への思い・自分たちの団体の紹介・差別の事例やそれに対する思い・4コママンガ・川柳・短歌・この機関紙の感想や意見…なんでも、ご遠慮なくお寄せ下さい。(字数があまり多いものはカットをお願いすることもあります)

【事務局】

「はもん〜波紋〜」 Vol. 1 2013・2・20

障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都実行委員会

連絡先: 住所 601-8036 京都市南区東九条松田町28 メゾングラース京都十条101 JCIL気付

TEL 075-671-8484 FAX 075-671-8418 Email jcil@cream.plala.or.jp